

躍動

誰もが安心して
生活できる東中
～思考・発言・行動を
マイナスからプラスへ～
制定：平成27年3月
改定：平成29年3月

あいさつ
合唱
無言清掃

令和元年 7月9日(火)

制定：平成26年3月

あなたは携帯電話に使われていませんか？

以前、何かの記事で読んだ文章です。中学生のあなた自身の毎日の生活またお子様の姿と比較しながら読んでみてください。

あなたは携帯電話に使われていませんか？
こんな話を聞いたことがあります。
ある女の子が高校入学を機会に携帯電話を買ってもらいました。
その子は、すぐに携帯電話に夢中になりました。
暇さえあれば、携帯電話ばかり見えています。
家に帰っても、自分の部屋に閉じこもり、携帯電話で誰かと話をしたり、メールを打ったりしていました。
家族との会話は極端に減りました。
ある日、その子の携帯電話の使用料金明細が送られてきました。
お母さんは、その金額を見て驚きました。・・・10万円です。
お母さんとお父さんは、話し合い、その子から携帯電話を取り上げることにしました。
それから一週間後、その子は体調を崩し、寝込みました。
また、全身にジンマシンのような赤い斑点が出ました。
病院で診察を受けると、お医者さんは言いました。
「最近、何か強いストレスを感じるようなことはありませんでしたか？」
お母さんは、すぐに携帯電話を取り上げると言った時の、我が子の反応を思い出しました。
今までに見たことがないほど、泣き叫び親に携帯電話を渡すことを拒否しました。
その姿に、お父さんとお母さんは異常さまで感じました。
背筋がゾットしたと言っています。
お母さんは、原因は携帯電話しかないと思いました。
試しに、その子に携帯電話を返してみました。
すると、全身の赤い斑点が次の日には、きれいに消えて無くなったのです。
お母さんは言いました。
「分不相応なものを、我が子に与えた親が悪いんです。
娘は、携帯電話を使うのではなく、携帯電話に使われているようです。」
「携帯電話を使うのではなく、携帯電話に使われている。」
この言葉が心に残りました。



依存症という病気があります。ある物や行為が習慣になってやめられなくなる状態になる病気です。
麻薬や覚せい剤をやめられなくなった状態なら薬物依存症。
お酒をやめられなくなった状態ならアルコール依存症。
携帯電話がないとイライラしたり落ち着かなくなったりする状態なら携帯電話依存症。
携帯電話は便利なものです。
しかし、使い方をまちがえると、恐ろしいことになります。
そのことを、親も子どももしっかりと認識した上で、親は携帯電話を持たず、子どもは持つことが大切です。
現在、非行事件には必ずと言っていいほど、携帯電話が何らかの形で絡んでいます。
便利なはずの携帯電話で、事件事故に巻き込まれないよう、ご家庭でも今一度お話していただければ幸いです。

たいへん便利な携帯電話ですが、現在は電話としての機能だけでなく、ミュージックプレイヤーとしても、ゲーム機としても、カメラとしても使用でき、更にはインターネット端末としての使用も可能です。(これは、3DS や PSP, iPod touch にも言えることです。)部屋に居ながらにして社会と関わることができます。

社会と関わる以上、ルールを守らなければならないし、危険にもさらされます。

裏面に、インターネットの利用に関わっての注意事項を載せておきました。ご家族で読んでいただき、携帯電話を子どもに持たせることや使い方について、話し合いをしていただきたいと思います。

1 掲示板等の利用について

インターネットを介しての Web ページや SNS などの掲示板(特定、不特定に関わらず複数の人が閲覧可能なもの)への書き込みによって嫌な思いをしたり、悲しい気持ちになって普通に生活することが困難になったりするなどの被害が増え続けています。個人の情報を掲示したり、誹謗・中傷内容を書き込んだりする事案が後を絶ちません。中学校の生徒の皆さんは、今後、中学生だけのインターネット掲示板への書き込みやインターネットサイトへのアクセスについて、以下の内容を必ず守ってください。

- (ア) 他人を傷つける内容を書き込んではいけません。
- (イ) 自分が知っている事柄でも、個人の情報にかかわることについて書き込んではいけません。
- (ウ) 暴言(礼を失した乱暴な言葉。無礼で、むちゃな発言。)や、誹謗(他人を悪く言うこと。そしること。)・中傷(根拠のないことを言いふらして、他人の名誉を傷つけること。)は、禁じられており、絶対にしてはいけません。
- (エ) 必要のないアクセスをしてはいけません。興味があるからといって中学生だけで掲示板にアクセスしてはいけません。
- (オ) 有害なサイトや出会い系サイトへは、絶対にアクセスしてはいけません。

皆さんが、携帯電話やパソコンでインターネットや掲示板を使用するときには、必ず保護者の監督のもとで行うようにしてください。中学生では、名誉毀損等の罪で裁判になってしまったり、賠償したりするときの責任を取することはできません。中学生の皆さんは、未成年者なので、皆さんが行ったことの責任は、保護者の方が負うことになります。

もし、知らないうちにアクセスしてしまったときは、すぐに保護者に話し、アクセスを取り消すようにしてください。また、被害に会う可能性があるときには、警察や学校の先生にすぐに相談してください。

2. 保護者の皆様へのお願い

インターネット掲示板に書き込む際には、右のような規約(一部を抜粋しました。)等があり、規約に同意しないと書き込むことはできません。サイトによっては、利用する時点で同意したものとみなされるサイトもあります。こういった規約の中には、難しい内容も含まれておりますので、保護者の方が監督する必要があります。

投稿者が未成年の場合は、その保護者が責任を追うものとなります。よって、保護者の皆様は、お子様が掲示板を利用した場合には、その内容を確認し、禁止事項が守られているか監督しなければなりません。

保護者の皆様は、お子様に対する監督責任を必ず果たしていただくようお願いいたします。

おおげさかもしれませんが、お子様にインターネットを自由に使わせ、閲覧させたり、意見を書き込ませたりすることは、全く知らない国の、知らない街をたった一人で歩かせることと変わりません。

子どもたちの会話になかに、

「Facebook(フェイスブック)」、「Twitter(ツイッター)」、「すれちがい通信」、「どう森」、「LINE(ライン)」…など
※ 会ったことのない人と、知り合いになったり、関わったりできるツールに関わる言葉です。

の言葉が遣われていませんか？もし心当たりがあれば、子どもたちに「それはどういう言葉なの?」、「どんなふう利用しているの?」など、声をかけてあげてください。また、担任や生徒指導に相談をいただいても結構です。

ケータイやゲーム機、インターネット端末機を介して、会ったことのない人と知り合い、関係をもつことが簡単にできます。

未熟で、十分な知識のない小中高生であることを知って、関わり、犯罪に巻き込もうとする大人もいます。

子どもたちの日頃の様子や言葉に耳を傾け、子どもたちが社会の中で健やかに成長できるよう、見守り、見届けて行きたいものです。

第1条：禁止事項：以下の投稿は禁止です

- ①投稿者本人以外の個人情報の記載
- ②第三者のプライバシーを侵害する内容
- ③暴言や誹謗中傷
- ④掲示板荒らし
- ⑤ネズミ講、選挙および宗教に関する内容
- ⑥その他、違法行為または公的良俗に反する内容

第2条：ログの公開：以下の場合には投稿ログを公開する事があります

- ①上記禁止事項に違反する内容
- ②警察や裁判所からログの開示請求があった場合
- ③他人の個人情報を無断掲載する等悪質な場合は開示請求無くとも当方から積極的に警察庁ハイレク犯罪対策総合センターに報告いたします

第3条：責任の所在：掲示板の観閲投稿は全て利用者の自己責任で行って下さい。観閲投稿した結果いかなる損害が発生しても当社は一切の責任を負いません

第4条：損害賠償：上記禁止事項違反等に起因する当サイト及び第三者の損害については投稿者とその賠償責任を負うものとし訴訟の必要が生じた場合には東京地方裁判所を管轄裁判所とする
※当サイトご利用にあたっては上記規約に同意のものとみなします